
大東文化大学法学研究所報

第2号 昭和61年3月

目次

資料で読む労働法講義の事始め……………佐藤時次郎……………	1
マンハイム大学法学部……………安世舟……………	7
いま、なぜ「知識主義」なのか……………中本博皓……………	14
——藤井隆の「知識化のモデル」をめぐって——	
雑報……………	20

資料で読む労働法講義の事始め

佐藤時次郎

限りある授業時間中では紹介できない多くの事々がある。その一つに労働法講義の事始めについての裏面史などを明らかにしておくのも無駄なことではあるまいと考えられる。

特に現在、入手することが困難になった資料のその部分を、ここに掲載し労働法理解のための一助ともなればと願うものである。

わが国の法律関係の用語は、穂積陳重著「法窓夜話」（1985年、第7版、岩波書店170頁以下）の第四十八話に「法律の学語」というのがある。それによれば、

「現時用いている法律学の用語は、多くはその源を西洋の学語に発しており、固有の邦語または漢語に基づいたものは極めて少ないから、洋学の渡来以後、これを翻訳して我邦学語を鑄造するには、西学輸入の卒先者たる諸先輩の骨折はなかなか大したものであった。……明治10年前後には邦語で泰西の法律を説明することは辛うじて出来るようになったが、明治20年頃までは、邦語で法律の学理を講述することはまだ随分難儀の事であった。

我輩が明治14年に東京大学の講師となった時分は、教科は大概外国語を用いておって、或は学生に外国書の教科書を授けてこれに拠って教授したり、或は英語で講義するという有様であった。それ故、邦語で法律学の全部の講述が出来るようになる日が一日も早く来なければならぬということを感じて、先ず法学通論より始めて、年々一科目ずつ邦語の講義を増し、明治20年の頃に至って、始めて用語も大体定まり、不完全ながら諸科目ともに邦語をもって講義をすることが出来るようになったのであった。

かくの如く法学をナショナルライズするには、用語を定めるのが第一の急務であるが、諸先輩の定められた学語だけでは不足でもあり、また改むべきものも尠^{すく}なくなかったので、明治16年の頃から、我輩は宮崎道三郎、菊池武夫、栗塚省吾、木下広次、土方寧の諸子と申合わせて、法律学語の選定会を催したのであった。その頃九段下の玉川堂が筆屋と貸席とを兼ねておったが、その一室を借りて、ここで上記の諸君と毎週一回以上集会して訳語を選定したのであった。また一方にあっては、明治16年から大学法学部に別課なるものを設けて、^{すべ}総べて邦語を用いて教授することを試みた。

かような経験があるから、我輩は法政学語の由来については、一通りならぬ興味を持っている。故に今、我輩の記憶辿って、^{おも}重なる用語の由来について、次に話してみようと思う。」と、あるように、太平洋戦争以前の法律の学語あるいは法学の名称は当時のものから、ほとんど変わっていないといわれている。そのなかに労働法は含まれていなかったのである。

しかし、菊池勇夫博士の「労働法」(法律学辞典IV, 昭和16年版, 岩波書店, 2787頁), 「労働法の名称について」(日本学士院紀要, 第25巻第3号所収)の論文には、

「日本においては早く明治32年に『労働法之要義全』(横山正脩著, 東京博文堂)なる書名が見えており、明治43年には『労働者保護法論』(関一著)が出てゐる。」と、ある。

けれども労働法が法学の一分科として研究され講義されるようになったのは、第1次世界大戦後の大正年間になってからのことである。

末弘巖太郎著「労働法のはなし」(昭和22年版, 一洋社, 2頁以下)に、

「日本では始めて大正9年に、私が東京帝大で労働法の講義をした。その時、教授会から労働法と名づけられる体系的法律はない、従って労働法ではなく労働法制と云う名で講義をせよと云われた。これをみても日本の法律専門家の間においてすら、当時如何に労働法についての理解が少なかったが判る。」

と、ある。

末弘博士の最初の労働法講義について、菊池勇夫著「戦後労働法の20年」(昭和44年版, 一粒社, 39頁)に、

「……先生の最初の労働法に関する講義の聴講生であった点では、またまた恵まれた学生だったわけであります。先生の最初のご講義は、たしか私が大学の三年のときだと思いますが、先生は、『労働法制』という題目で労働法全般に対してご講義をしておられたのであります。」

と、あるが、孫田秀春著「労働法の開拓者たち」（昭和34年版、実業之日本社）の「末弘博士と労働法」（7頁以下）の中に、大要つぎのような一節がある。

「わが国労働法の開祖が、なに人であったかは今さら説明するまでもあるまい。その、東京帝国大学助教授末弘厳太郎博士であったことは、あまりにも有名な話である。このことは、同博士の『労働法のはなし』にも述べられており、『日本では始めて大正9年に、私が東京帝大で労働法の講義をした』と書いてあるから、これこそ自他ともに認めるところといてよい。だが、世間に知られていることは、ただそれだけのことであって、同博士の事ここに到る間の学間的な煩悶や心境の変化といったようなものは、恐らく世間にはまだわかっていないだろうと思う。もちろん私としても、そう詳しい話を聞いたわけではないから、深く突込んだことはいえないが、かつてスイスの首都ベルンでたまたま邂逅^{かいこう}した際、博士の口から直接もらされたこともあるので、その談話の一端を思い出話として、掻いつまんで紹介しておきたい。

時はたしか1920年（大正9年）6月末、若葉したたる陽春の候であったと記憶する。ちょうど私が同年2月長い旅の革靴を脱ぎすてて、どうやらここベルンに腰を落ちつけて間もない頃のことであった。

……私は取るものも取りあえず博士の許へ伺候した。宿はたしか停車場前の一級旅館、ホテル・ブリストルというのであったかと思う。そこで私は、かたの如く辞礼をつくして、博士の留学中の成果を拝聴し、併せて今後私の行くべき途などについて懇ろに教を乞うた。

……外へ出て、ホテルと私の下宿パンシオン・エリテの間の電车道、恐らく一キロはあったろうが、この間を往きつ戻りつ四・五回繰返して、日もとっぷりと暮れているのに気がついた。

……すると博士は、とある大きな街路樹の下に足を止めて、私にこういった。『では、君はヨーロッパへ来ていったい何を研究する気か』、見れば至って真剣な面持である。この出し抜けの質問に、実は、私は少からず当惑した。が、少くとも学究と名のついた者が、着いてから5ヶ月も経っていて、“いま会話を稽古している”では済まされない。幸い私はただ一つの持合せがあったので即座に応答した。『雇傭契約を研究したいと思う』と。これには末弘博士可なり共鳴してくれたらしく、『それはいい、それはいい』と何べんも繰返してうなずいていた。

……そして博士は最後にこういうことを一言つけ加えられた。それは一段と声を落して、自問自答のようにも聞えたが、恐らくやはり私に対する注意の意味でいわれたものであろうか。『なるほど雇傭契約の研究もいいが、もう少し視野を拡めて考えてみてはどうか……』ということだった。これは後で考えると、まことに含蓄のある言葉で、その労働法を意味したものであったことは察するに難くないが、しかしその時分の私としては悲しいかな、それが何を意味するのか、見当もつかぬことであって、定めし私は間の抜けた気のない返事をしていたものに相違ない。博士も故意か過失かそれ以上のことは何も明かさずに別れてしまったのである。

その後ドイツに移ってからのこと、或る日私は日本の新聞を見て驚いた。末弘博士が東京帝大で随意科目として『労働法制』の講義を開いたという一号見出しの記事である。32番の大教室まさに立錫の余地なく、あふれた学生は、やむなく窓を排して中空から飛び込んだといったセンセーショナルな記事である。『先生やったな!』と叫んだのは、ひとり私だけではなかったであろう。と同時に“胸中深く構想をたたんで、パテント大事に労働法を日本に持ち帰った末弘御大も、随分お人が悪いなア”と私も苦笑したことであった。しかしこのようなことを私は、悪い意味でいっているのでは決してない。わが国労働法の創業の裏面には、かような微笑ましい挿話も織込まれていたということを知ってもらいたい以外には他意はないのである。

かようなわけで、わが国労働法学も本年をもって早や38歳を迎えるが、この38周年記念の日は、実は博士の東大開講の日ではなく、実質的には、これに先だつスイスの国際都市ベルンにおける上記会見の日であったと、私としてはいつまでも考えて行きたいのである。」と。

ところで、孫田秀春博士の労働法の開講については、「前掲書」の「わが国労働法講座と学者の思い出」(271頁以下)の中に、

「大正13年私は東京商科大学(現一橋大学)と法政大学ではじめて労働法の講座を担当した。東京帝大では末弘博士がすでに大正9年から随意科目として『労働法制』の講義を開いていたことは、前に述べたとおりであるが、それからすると、私の講義はわが国ではこれに次ぐ二番目の講義ということであったわけである。のみならず私の講座は随意科目ではなくて、いずれも選択科目ではあったけれども教授会の正規の決議を経て『正科』として設置されたものであったという点において、日本最初の試みであったということが出来る。それからまた講座の名称にしても、左の『序文』を見てもわかるとおり、私は始めから一個の独立した法律科学として把えねばならぬという主張であったので、労働立法や労働法制の名前を避けて『労働法』と命名したことも、講座としてはわが国最初の試みではなかったかと思う。これに賛成されたためかどうかは判らないが、末弘博士もその後講座の名前を改めて労働法

に変えられたことは人の知るとおりである。

それから大正14年であったか、私は更に中央大学の依頼を受けて、二、三年間労働法の選択科目を担当していたことがあった。だが、私の無能のせいもあったろうか、或日講義中に文部大臣の悪口をいったら、途端に首になってしまった。もつとも、その後一、二年にして中央大学からまた頼まれて、それから七、八年間無難に労働法の講義を勤め上げはしたけれども……。」

と、ある。

さらに、労働法にたいする教授会の態度は、末弘巖太郎博士の場合と同様に、

「東京商大の教授会はしかし、そう簡単に労働法講座の設置を認めたものではもちろんなかった。私は当時助教授で教授会に出席する資格をもたなかったので、法律の元老教授である国際私法の山口弘一博士に提案方をお願いしたのであったが、教授会の空気は至って険悪で、初めのほどはむしろ悲観的であったという。それも本来もつとも至極な話で、当時産業界のパイロットの養成機関を以て任じていた東京商大からすれば、労働法というが如き物騒極まる学科目の許されないことは当然であったろうからである。かの産業革命論の著者として有名な自由主義者故上田貞次郎博士ですら、私に、『君、労働というものが、経済学ならともかく、法律学の対象となるなどとは到底考えられないね……』といわれたくらいだから、他の諸教授の意向もこれによって大体想像がつこうというものである。しかし最後の土壇場になって、幸いにも本学の長老、労働問題の権威故福田徳三博士が強く押し切ってくれたため、鶴の一声で設置に決まったということだった。」……

「それからまた私は、昭和6年以来慶応義塾大学で、その後同15年から日本大学で、それぞれ労働法の講座を担当した。が、この両大学とも労働法に対し深い理解をもってくれたので、別段の苦労もなく楽しかった。以上のようなわけで、私は東京商大、法政大学、中央大学、慶応義塾大学及び日本大学の五つの大学に労働法を持ち込んだ初代講師であったのである。」と。

ところで、新しい分野の労働法にたいし孫田秀春博士は、何を求めていたのであろうか、「労働法総論」(大正13年版、改造社)の「はしがき」に、その一端が述べられているように考えられる。

「……唯こゝに遺憾に思ふことは、各大学に於ける労働法制なるものゝ講義が孰れも皆マチマチであって、其の範囲系統なども講師の考一つで夫々思ひ思ひに決めて居り、其の学科の名称さへも更に一定しておらないことが是れである。斯の如きは一国労働法制の尚未だ備はらざる間に於ては蓋し止むことを得ない所であろうけれども、併し少くとも学科の名称位は此際せめて一定して置き度いものと思ふ。或は之を労働立法と謂ひ或は之を労働法制と謂

ひ或は之を労働法と謂ふが如きはいかにも不統一の嫌がある。私はこの種の学科の性質及地位に鑑みて寧ろ之に労働法なる名称を冠せむことを提唱する。又私は単に名称の点のみならず同時に一個の独立した法律科学としての立場から之を講究せむことをも切に唱道し度い。蓋し労働法制は後に叙べるように今日に於ては最早法規の単なる集合体ではない。固有の法理を蔵した独立の法律系統を成し得るものとなっており、随って又在来の民法商法行政法等各分科と相並んで一個独立なる法律的境域を占め得るものと為ってゐるからである。斯く観ることに依て甫めて労働法制の研究は学問としての価値があり又意義あるものとも為るであらう。本書叙べんとする所も要するに斯の如き見地よりする労働法なるものゝ成立本質並にその一般的諸原則の問題に外ならぬ。……」と。

なお、創業当時の労働法講義の担当者には、学究以外の現実の苦勞があったようである。「前掲書」(275頁以下)に、

「……これは現実の問題で学生にもえらく迷惑をかけた話だが、当時全産連の或る有力者が工業倶楽部のある会合で私を掴まえて、『あの法案(※昭和5年6月8日朝日講堂での浜口内閣の政府労働組合法案についての講演)に賛成するとは怪しからんじゃないか、……君の教えた学生は一切、どの会社にも採用しないことに決めたから、そう思っていてくれ!』ということだった。まさにこれは手ひどい最後宣言である。今日でも某、某、某、某等労働法学者の講義を聴いた学生は会社に採用しないことにするといったようなことをよく聞くのであるが、かように面と向って多衆の面前で堂々と宣告されたのは、後にも先にもこの私だけではなかったかと思う。この評判が拡まって学生も怖れをなし、ために労働法の講義は一時潰れてしまった。しかし学生の中には労働法の講義を聴きたいものも多数いる。そこで私はこれら者と相談して、二、三年の間、引受け手のない『商事法令』という科目を買って出て、その中で合間々々に労働法の講義もし、また研究指導もしていた。これは学校に対してはまことに相済まぬ話であったが、実はそうするより他に生きる途はなかったのである。こんなわけで、成績表の上には『商事法令』としての点数が出るので、学生も安心して講義が聴けたというわけのものであった。……」

と、語っている。

以上が資料に記載されている初期の労働法講義にかかわるものの概要である。故末弘巖太郎博士、故孫田秀春博士の講義がなされた頃は、労働法学が成り立つかどうかということが課題だったのであるが、その後の諸先輩の努力により今日では労働法学が現行法の法律学の中での一分科であるということについては、何人にも疑われることはないようになっているのである。

(本学法学部教授)